

平成30年北海道胆振東部地震災害関連義援金を差し押さえ禁止
とする措置等を求める意見書

9月6日に発生した北海道胆振東部地震により、広範囲での大規模な土砂災害、多数の家屋倒壊、道内全域での停電など、甚大な被害が生じた。

建物被害については、全壊・半壊・一部破損した住家が約9,000棟にもものぼり、住宅ローン等の既往債務の弁済が困難となった被災者等が、速やかに債務整理を行い、一日も早く元の生活を取り戻すことができるよう生活や事業の再建を支援しなければならない。

平成27年12月策定の「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」は、金融機関等が被災者等の住宅ローン等の債務の全部または一部を減免するなど、被災者等の債務整理を円滑に進めるよう定めたものであるが、災害弔慰金や被災者生活再建支援金は差し押禁止財産として保全される一方、義援金については、特別の立法措置等がなされた場合を除き、差し押禁止財産となっていない。

また、当該ガイドラインでは、債務整理に当たって、「特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律」に基づく特定調停手続きを利用することとしているが、債務整理を円滑に進めるためには、被災者等が負担する特定調停の申立手数料を免除する必要がある。

よって、国会及び政府においては、被災者等の生活再建を進めるため、下記の事項を実施するよう強く要望する。

記

- 1 被災者等が資産を手元に残すことができるよう、北海道胆振東部地震における被災者やその遺族の生活の支援等のために交付される義援金について、その差し押さえを禁止する法整備を早期に行うこと。
- 2 被災者等が負担する特定調停の申立手数料の納付を免除するため、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」に基づき、北海道胆振東部地震を「特定非常災害」に指定し、特定調停に係る申立手数料の特例に関する措置を定める政令を早期に制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成30年（2018年）10月31日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、
法務大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、内閣府特命担当大臣（防災）
（提出者）全議員